

14のポイント

連邦選挙について

選挙登録から選挙当日の投票まで、有権者として十分な情報を知ることが大切です。連邦選挙の投票について、よくある14の質問とその答えをここにまとめました。



投票者チェックリスト— 選挙日の前にしておくべきこと

- 選挙日の数週間前に、自分が登録されていることを確認してください。
- 住所、氏名、政党所属が変わった場合は、登録を更新してください。
- 投票日に所定の投票所で投票することができない場合は、不在者投票の申込み方法と期日を確認してください。
- 期日前投票のオプションを確認してください。
- お住まいの州の投票者身分証明要件を確認してください。
- 投票所の場所と行き方を確認してください。
- 自分の地区で使用される投票装置について知っておいてください。確認してください。
- 英語以外の言語の利用可能な支援について確認してください。
- 投票所の開場・閉場時間を確認してください。
- 候補者と投票の論点について知っておいてください。
- コミュニティの投票所係員になることも考えてみてください。詳しくは地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

メモ



お住まいの州の投票要件や資格についての詳細は、各州または地域の選挙管理オフィスに問い合わせるか、全国郵便投票者登録用紙を参照してください。連絡先その他の情報については、このガイド末尾の「投票者のリソース」セクションを参照してください。

1 私には投票する資格がありますか？

次の条件を満たしていれば、投票の資格があります。

- 米国民である。
- 住んでいる州の居住者要件を満たしている。
- 18歳以上である。州によっては、予備選挙での投票や、一般選挙の前に18歳になる場合には投票登録を、17歳で認めている場合があります。

2 投票の登録を行うにはどうすればいいですか？

投票者登録は、郵便か、直接窓口、またはオンラインで申請することができます。

郵便

- <http://www.eac.gov/NVRA>で、全国郵便投票者登録用紙 (NMVRF) をダウンロードします。NMVRFおよび州の投票者登録用紙は、図書館や公立学校、市および郡の事務所にも用意されています。
- 説明に従って、この用紙に記入し、郵送で提出します。NMVRFには、各州の要件を記載した「州の指示」のセクションがあります。
- ノースダコタ、ワイオミング、ならびに米領サモア、グアム、プエルトリコ、米領バーキン諸島では、NMVRFを受理しません。ニューハンプシャーは、州の不在者投票郵送登録用紙の要請としてのみ、この用紙を受理します。

直接窓口

次の場所で投票者登録を申請できます：

- 州または地域の投票者登録オフィスまたは選挙管理オフィス。
- 州自動車局 (DMV)
- 公共支援機関。
- 軍リクルートセンター。
- 障害者向けの州運営プログラム。
- 州により投票者登録機関に指定されている任意の公共施設。

オンライン

- お住まいの州でオンライン投票者登録が行われているかどうかについては、各州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

3 投票の登録は、いつ行うべきですか？

お住まいの州の登録締切りを調べてください：

- NMVRF (<http://www.eac.gov/NVRA>) で、「State Instructions」のセクションにアクセスしてください。
- お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。
- 多くの州で、自分の登録ステータスをチェックできるオンラインツールが提供されています。

メモ



選挙の少なくとも7週間前に、州または地域の選挙管理オフィスに問い合わせ、自分が投票登録されているかどうかを確認し、もし登録されていない場合はどうしたらいいかを尋ねてください。登録締切りまでまだ十分に時間がある段階で問い合わせることにより、登録に十分な時間が確保できます。



4 初めて投票する際の特別な要件はありますか？

郵便で登録する場合は、初めて投票する際に、身分証明書を提示しなければならないことがあります。この身分証明書には、次のものが挙げられます：

- 写真付きの現在有効な身分証明書。
- あなたの名前と住所が記載された、現行の公共料金請求書、銀行口座明細書、行政からの小切手、給与小切手、行政文書。
- 次の場合は、身分証明書を提示する必要はない可能性があります：
- 投票者登録用紙と一緒に身分証明書のコピーを提出した場合。
- お住まいの州または地域の選挙管理官が、あなたの申請書に記載された運転免許証番号または社会保障情報が、同じ番号、氏名、生年月日を有する連邦または州の身分証明記録に一致することを確認した場合。
- 連邦法により、不在者投票による投票権が与えられている場合。

メモ

登録時に連邦の身分証明要件を満たしていたとしても、州によっては、投票所で身分証明書が必要なことがあります。投票所で十分な身分証明書を提示できない場合は、暫定投票を行うことができます。詳しくはお住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

5 期日前投票とは？

州によっては、次の場所で、選挙日より前に投票を行うことができます：

- 管轄区の選挙管理オフィス。
- 別の指定投票所。
- 投票ドロップサイト。

メモ

期日前投票の日時は同じ州内でも異なります。詳しくは、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

6 不在者投票とは？

投票日に所定の投票所に行くことができない場合は、不在者投票を行うことが認められる可能性があります。

- 州によっては、州法に規定された理由（例えば病気や、投票日の所定の時間にわたってその管轄区に物理的に不在であるなど）により所定の投票所での投票ができない場合に限り、不在者投票が認められます。
- また、有資格の市民は誰でも不在者投票ができる、「言い訳なし」の不在者投票を提供する州もあります。
- 不在者投票の申請や提出については、州によって締切りが異なります。お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。
- 連邦投票権法、軍人および海外在住者の不在者投票法、高齢者・障害者投票アクセシビリティ法に記載されている要件に該当する場合は、連邦選挙の不在者投票による投票が、連邦法により認められます。

メモ

不在者投票の投票用紙を受け取ったら、注意して説明をお読みください。必要な箇所に署名してください。不在者投票を郵送する場合は、返信用封筒に貼る切手が十分な額であることを確認してください。

7 投票はどこでするのですか？ 私が行く投票所はどこですか？

- 投票者登録記録に記載された自宅住所に基づいて、投票所が割り当てられます。

- 州によっては、投票所の代わりに、投票ドロップサイトが用意されます。
- 投票所や投票ドロップサイトの場所については、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

メモ

引っ越したら必ず、投票登録情報を更新してください。

8 暫定投票とは？

連邦選挙における投票資格に疑問が呈された場合は、投票所で暫定投票の機会が提供されなければなりません。理由としては、次のものが挙げられます：

- あなたの名前が、投票所の公式投票者リストに記載されていない場合。
- 州法により、あなたの投票資格に疑問が呈された場合。
- 登録時、または投票日に投票所で、必要な身分証明書を提示しなかった場合。
- 裁判所命令により、暫定投票が必要な場合。
- 裁判所命令により、投票所開場時間が延長された場合。
- 州法により、暫定投票が義務付けられている場合。
- あなたが投票資格を有し、かつその管轄区において投票者登録を行っていることを宣言することにより、あなたは暫定投票を行う権利を有します。あなたの暫定投票は、州または地域の選挙管理官が後で、あなたが有資格であり州法に基づいて投票者登録されていることを確認した場合に、票数にカウントされます。

メモ

連邦法では、投票者が自分の暫定投票のステータスをチェックするためのフリーダイヤルやインターネットの「無料アクセス」を州が提供するよう義務付けています。詳しくはお住まいの州または地域の選挙管理オフィスに、州のシステムについてお問い合わせください。

9 軍に所属、または海外に在住している市民は、どのようにして投票できますか？

軍所属人員または海外在住の市民として投票者登録や投票用紙を請求するには、連邦葉書申請書 (FPCA) を使用してください。

- FPCAは、<http://www.fvap.gov>で入手できます。
- 連邦投票支援プログラム (FVAP) ウェブポータルには、投票者登録プロセスのステップ・バイ・ステップ・ガイドが用意されています。
- すべての州および米国内において、このFPCAは、登録申請と不在者投票請求を同時に行うものとして受理されます。
- お住まいの州に応じて、記入したFPCAをメール、ファックス、郵便で返送します。
- FPCAの印刷コピーは米国大使館、軍基地、領事館に用意されています。これらの機関の投票支援オフィスは、用紙記入の際に必要な情報支援やお手伝いを提供します。
- また、投票用紙の電子送信も要請することが可能です。

メモ

不在者投票についてのヘルプが必要な場合は、<http://www.fvap.gov>をご覧ください。FVAP ((703) 588-1584、フリーダイヤル[800] 438-VOTE、世界70か国のフリーダイヤル番号は<http://www.fvap.gov/contact/tollfree-phone.html>に記載) までお電話またはメール (vote@fvap.gov) でご連絡ください。

10 身体障害がある場合、投票はできますか？

多くの投票所は、身体障害のある方を含め、すべての投票者が投票プロセスにアクセスできるように配慮されており、次のものが用意されています：

メモ

投票所や投票装置の障害者向けアクセスについての質問は、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

- はっきりと明記された駐車スペース。
- スロープ付きの入口。
- 投票場所に至る明瞭なルート表示と案内掲示。
- 視覚障害者を含め、身体障害のある方が利用可能な投票装置。

11 言語支援は提供されますか？

投票権法により、管轄区によっては、英語以外の言語での投票資料を提供することが義務付けられています。その他の管轄区では自発的に、同様の支援を提供しています。言語支援には次のものが挙げられます：

- 他の言語での投票方法説明を、投票所に備える。
- バイリンガルの投票所係員を投票所に配置する。
- 英語以外の言語で、投票情報をオンラインで提供する。

詳しくはお住まいの州または地域の選挙管理オフィスに、地域の言語支援についてお問い合わせください。

メモ

米国選挙支援委員会ウェブサイトは、投票者情報を英語、中国語、日本語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語で提供しています。全国郵便投票者登録用紙も、これら7つの言語で利用できます。このガイドは、英語、チェロキー語、中国語、ダコタ語、日本語、韓国語、ナバホ語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ユピック語の各版が用意されています。

12 投票のために手伝いをお願いしてもいいですか？

連邦法により、次の理由がある場合、投票を手伝う人を同伴することができます：

- 盲目。
- 身体障害。
- 読み書き不能。

連邦法では、あなたの雇用者またはその代理人、あるいは投票者団体の役員またはその代理人から、投票支援を受けることを禁じています。投票所係員は、次の場合に、支援を提供することができます：

- 初めての投票者。
- 身体障害のある投票者。
- 新しい投票装置が設置された投票所での投票者。

メモ

州によっては、「路肩投票」が行われます。これは、車から出ることが容易でない投票者のために、投票所係員が投票資料すべてを車まで運ぶものです。お住まいの地区で路肩投票が可能かどうか、また他の投票支援提供に関する情報は、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

13 問題の報告や苦情の訴えは、どのようにしたらいいですか？

投票所で、あるいは管轄区の投票手順に、問題があった場合は：

- 苦情手続きについての情報を、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。
- 苦情の訴えは、米国家務省 ((800) 253-3931またはvoting.section@usdoj.gov) に届け出てください。

14 投票所係員になるにはどうしたらいいですか？

投票所係員は、スムーズで公平かつ正確な選挙を確保するために欠かせません。投票所係員は次の仕事を行います：

- 投票のための設備をセットアップする。
- 投票者登録を確認する。
- 投票者に適切な投票用紙を渡し、また、投票システムの使用方法を指導する。
- 投票日の最後に投票所を閉める。
- 選挙資材を中央の選挙管理オフィスに届けるための準備をする。
- 投票所の結果を提出する。

投票所係員になるには通常、まず、働きたい郡または州での投票者登録を行う必要があります。ただし州によっては、大学生および高校生は、その管轄区で投票者登録を行っていても、学校の近くの投票所で働くことが認められています。投票所係員になる方法の詳細は、お住まいの州または地域の選挙管理オフィスにお問い合わせください。

米国選挙支援委員会 (EAC) について

米国選挙支援委員会 (EAC) は、2002年アメリカ投票支援法 (HAVA) により設立された、二大政党提携による独立委員会です。EACの任務は、州に管理費用を割り当て、自由意思による投票システムを採用し、投票システム試験機関を認定し、投票装置の認証を行い、米国投票者登録用紙の管理を行い、選挙データ研究を実施し、選挙実務の情報に関する全米情報センターを運営することです。

投票者のリソース

米国選挙支援委員会 (EAC)：連邦選挙プロセスについての総合的な情報リソース。米国市民は、EACウェブサイトから全国郵便投票者登録用紙をダウンロードして、投票者登録を行うことができます。

(866) 747-1471

<http://www.eac.gov>

連邦投票支援プログラム：海外に住む市民の投票者登録用紙である連邦葉書申請書を含め、軍関係者および海外在住者の投票リソース。

(800) 438-8683

<http://www.fvap.gov>

米国家務省：連邦投票権法に関する情報。投票者差別を含め、投票アクセスに関する問題の届出は、同省投票課 (800) 253-3931に連絡してください。投票者の不正行為や脅迫については、最寄りの連邦捜査局 (FBI) または地域の米国連邦地検に連絡してください。また、州や地域の選挙管理官に苦情を届け出ることもできます。

(800) 253-3931

<http://www.usdoj.gov>

連邦選挙委員会：連邦の選挙資金に関する情報センター。

(800) 424-9530

<http://www.fec.gov>

各州の選挙管理オフィス連絡先

2014年8月1日現在

アラバマ
(800) 274-8683
<http://www.sos.state.al.us/elections>

アラスカ
(907) 465-4611
<http://www.elections.alaska.gov>

米領サモア
(684) 699-3570
<http://www.americansamoaelectionoffice.org>

アリゾナ
(602) 542-8683
<http://www.azsos.gov/election>

アーカンソー
(800) 482-1127
<http://www.sosweb.state.ar.us/elections>

カリフォルニア
(800) 345-VOTE
<http://www.sos.ca.gov/elections>

コロラド
(303) 894-2200
<http://www.elections.colorado.gov>

コネチカット
(860) 509-6100
<http://www.ct.gov/sots>

デラウェア
(302) 739-4277
<http://www.elections.delaware.gov>

コロンビア特別区
(866) DC-VOTES
<http://www.dcboee.org>

フロリダ
(866) 308-6739
<http://election.dos.state.fl.us>



各州の選挙管理オフィス連絡先 (続き)

ジョージア
(404) 656-2871
<http://www.sos.ga.gov/elections>

グアム
(671) 477-9791
<http://guamelection.org/>

ハワイ
(808) 453-8683
<http://hawaii.gov/elections>

アイダホ
(208) 334-2852
<http://www.idahovotes.gov>

イリノイ
(217) 782-4141 (Springfield)
(312) 814-6440 (Chicago)
<http://www.elections.state.il.us>

インディアナ
(317) 232-3939
<http://www.in.gov/sos/elections>

アイオワ
(888) 767-8683
<http://www.sos.state.ia.us/elections>

カンザス
(800) 262-8683
<http://www.kssos.org/elections/elections.html>

ケンタッキー
(502) 564-3490
<http://www.elect.ky.gov>

ルイジアナ
(800) 883-2805
<http://www.geauxvote.com>

メイン
(207) 624-7736
<http://www.maine.gov/sos/cec/elec>

メリーランド
(800) 222-8683
<http://www.elections.state.md.us>

マサチューセッツ
(800) 462-8683
<http://www.sec.state.ma.us/ele/eleidx.htm>

ミシガン
(517) 373-2540
<http://www.michigan.gov/vote>

ミネソタ
(877) 600-8683
<http://www.sos.state.mn.us>

ミシシッピ
(800) 829-6786
<http://www.sos.ms.gov/elections.aspx>

ミズーリ
(800) 669-8683
<http://www.sos.mo.gov/elections>

モンタナ
(888) 884-8683
<http://sos.mt.gov/elections>

ネブラスカ
(402) 471-2555
<http://www.sos.ne.gov>

ネバダ
(775) 684-5705
<http://nvsos.gov/index.aspx?page=3>

ニューハンプシャー
(603) 271-3242
<http://sos.nh.gov/Elections.aspx>

ニュージャージー
(609) 292-3760
<http://www.njelections.org>

ニューメキシコ
(800) 477-3632
<http://www.sos.state.nm.us>

ニューヨーク
(800) 367-8683
<http://www.elections.ny.gov/>

ノースカロライナ
(866) 522-4723
<http://www.sboe.state.nc.us>

ノースダコタ
(800) 352-0867
<http://www.nd.gov/sos/electvote>

オハイオ
(877) 767-6446
<http://www.sos.state.oh.us/sos/elections.aspx>

オクラホマ
(405) 521-2391
<http://www.ok.gov/~elections>

オレゴン
(503) 986-1518
<http://www.sos.state.or.us/elections>

ペンシルベニア
(877) 868-3772
<http://www.votespa.com>

プエルトリコ
(787) 777-8682
<http://www.ceepur.org>

ロードアイランド
(401) 222-2345
<http://www.elections.state.ri.us>

サウスカロライナ
(803) 734-9060
<http://www.scvotes.org>

サウスダコタ
(605) 773-3537
<http://www.sdsos.gov>

テネシー
(877) 850-4959
<http://www.tennessee.gov/sos/election>

テキサス
(800) 252-8683
<http://www.sos.state.tx.us/elections>

米領バージン諸島
(340) 773-1021 (セント・クロイ)
(340) 776-6535 (セント・ジョン)
(340) 774-3107 (セント・トーマス)
<http://www.vivote.gov>

ユタ
(800) 995-8683
<http://elections.utah.gov/>

バーモント
(802) 828-2464
<http://vermont-elections.org>

バージニア
(800) 552-9745
<http://www.sbe.virginia.gov>

ワシントン
(800) 448-4881
<http://www.secstate.wa.gov/elections>

ウェストバージニア
(866) 767-8683
<http://www.sos.wv.gov/elections>

ウィスコンシン
(866) 868-3947
<http://gab.wi.gov>

ワイオミング
(307) 777-5860
<http://soswy.state.wy.us/elections/elections.aspx>

